

## 令和5年度 新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）及び新規就農者確保緊急対策（就農準備支援事業）における交付希望者の募集について

新規就農者の確保・育成を図るため、国の「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）」及び「新規就農者確保緊急対策（就農準備支援事業）」を活用する就農希望者を募集します。

「新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金）」及び「新規就農者確保緊急対策（就農準備支援事業）」は、次世代を担う農業者となることに強い意欲を持って研修を受ける方に対し、国が県を通じて最長2年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付する制度です。

### 1 申請受付期間

令和5年4月7日（金）～ 令和5年4月14日（金）17時必着

### 2 募集定員

10名程度

※国からの予算配分状況により、交付要件を満たした方であっても交付対象者とならない場合があります。

### 3 交付要件・提出書類

詳細は「応募要項」並びに国の「実施要綱」をご覧ください。関係書類は山梨県農政部 担い手・農地対策課のホームページより閲覧、ダウンロードできます。

URL :

[https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/ninaiteshien/1\\_shunoushien/seinen\\_shuno\\_kyuhukin\\_boshu.html](https://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/ninaiteshien/1_shunoushien/seinen_shuno_kyuhukin_boshu.html)

### 4 交付対象者の決定

書類と面接による審査を行い、交付対象者を決定します。

### 5 書類の提出・問い合わせ先

研修機関により、次のいずれかに書類を提出してください。

- (1) 専門学校山梨県立農林大学校で研修を受ける方は、専門学校山梨県立農林大学校
- (2) (公財)山梨県農業振興公社で研修を受ける方は、派遣研修先を管轄する農務事務所（農業農村支援課）
- (3) その他の研修機関で研修を受ける方は、研修機関の所在地または研修予定地を管轄する農務事務所（農業農村支援課）

(書類提出・問い合わせ先)

○中北農務事務所 (甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町)  
〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4 北巨摩合同庁舎2階  
電話 0551-23-3292

○峡東農務事務所 (山梨市、笛吹市、甲州市)  
〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階  
電話 0553-20-2707

○峡南農務事務所 (市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)  
〒409-3606 西八代郡市川大門町高田111-1 西八代合同庁舎1階  
電話 055-240-4116

○富士・東部農務事務所 (富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、  
忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)  
〒402-0054 都留市田原2丁目13-43 南都留合同庁舎2階  
電話 0554-45-7806

○専門学校山梨県立農林大学校  
〒407-0024 北杜市長坂町長坂上条3251  
電話 0551-32-2269

※ご質問などがありましたら、上記の機関または山梨県農政部担い手・農地対策課へ  
お問い合わせください。

山梨県農政部担い手・農地対策課 電話 055-223-1621